（構造改革特別区域法の一部改正）

第十一条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第五項中「第六条の五第一項」を「第六条の五第三項」に、「を広告する」を「の広告（同法第六条の五第一項に規定する広告をいう。）をする」に改める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十二条　この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

政令

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十五号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日は平成二十九年六月十五日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三十年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一
防衛大臣　稲田　朋美

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十六号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市緑地法施行令の一部改正）

第一条　都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条を削る。

第十二条第一項中「、第二項、第六項、第七項若しくは第九項」を「若しくは第四項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第二項第四号中「第三十五条第三項」を「第三十五条第二項」に改め、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

（都市公園法施行令の一部改正）

第二条　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「十平方メートル」の下に「（当該市町村の区域内に都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五十五条第一項若しくは第二項の規定による市民緑地契約又は同法第六十三条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に「市民緑地」という。）が存するときは、十平方メートルから当該市民緑地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を、「五平方メートル」の下に「（当該市街地に市民緑地が存するときは、五平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第五条第四項第一号中「（専らプロ野球チームの用に供されるものを除く。）」及び「（専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く。）」を削り、同条第六項中「、売店」を削り、「料理店、カフェー、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。）」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）、売店」に改める。

第六条第六項中「第四条第一項ただし書」の下に「（法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　地方公共団体の設置に係る都市公園についての認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物（第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第八条第一項中「総計は、」を「総計の」に、「の百分の五十をこえて」を「に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十）を超えて」に改める。

第十条中「第五条の三」を「第五条の十一」に改め、同条第五号中「より」を「より、」に改め、同号を同条第十号とし、同条第四号中「より」を「より、」に改め、同号を同条第九号とし、同条第三号を同条第八号とし、同条第二号中「より」を「より、」に改め、同号を同条第七号とし、同条第一号を同条第六号とし、同号の前に次の五号を加える。

一　法第五条の二の規定により、設置等予定者を選定するための評価の基準について学識経験者の意見を聴き、公募設置等指針を定め、及びこれを変更し、並びにこれを公示すること。

二　法第五条の四の規定により、公募設置等計画について審査し、及び評価を行い、設置等予定者の選定について学識経験者の意見を聴き、設置等予定者を選定し、並びにその旨を通知すること。

三　法第五条の五の規定により、公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。

四　法第五条の六の規定により、公募設置等計画の変更の認定をし、並びに当該認定をした日及び認定の有効期間並びに公募対象公園施設の場所を公示すること。

五　法第五条の八の規定により認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認をすること。